

資料5 マニフェスト（産業廃棄物管理票）

1 様式

図.9のような様式が環境省令で定められています。【施行規則第8条の21第2項】

様式第二号の六（第八条の二十一関係）

産 業 廃 棄 物 管 理 票						
① 交付年月日	平成 年 月 日	① 交付番号		交付担当者	氏名 ④	
② 事業者	氏名又は名称			③ 事業場	名称	
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号	
産業廃棄物	種類⑫			数量⑫	荷姿 ⑦	
中間処理産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）⑪					
最終処分の場所	所在地 ⑧					
運搬受託者	氏名又は名称			運搬先の事業場	名称	
	住所 〒 ⑤ 電話番号				所在地 〒 ⑥ 電話番号	
処分受託者	氏名又は名称			積替え又は保管	所在地 〒	
	住所 〒 ⑤ 電話番号				電話番号 ⑥	
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名) ⑨	受領印 印	運搬終了年月日	平成 年 月 日	有価物拾集量	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名) ⑩	受領印 印	処分終了年月日	平成 年 月 日	最終処分終了 年 月 日	平成 年 月 日
最終処分を行った場所	所在地					

（記載上の注意）

- 日本工業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
- 余白には斜線を引くこと。
- 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。
- 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。

図.9 マニフェスト（産業廃棄物管理票）の省令様式

2 マニフェストの記載事項

- ① マニフェストの交付年月日及び交付番号
- ② 運搬又は処分を委託した者の氏名又は名称及び所在地
- ③ 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- ④ マニフェストの交付を担当した者の氏名
- ⑤ 運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称及び住所
- ⑥ 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
- ⑦ 産業廃棄物の荷姿
- ⑧ 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
- ⑨ 運搬を受託した業者の名称及び担当した者の氏名
- ⑩ 処分を受託した業者の名称及び担当した者の氏名

- ⑪中間処理業者にあっては、当該産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及びマニフェストの交付番号
- ⑫当該産業廃棄物の種類、数量（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む場合は、種類の欄にその旨、数量の欄にその数量を記載）

3 市販のマニフェスト様式

省令の様式に準じたものとして、国と直接調整済みのマニフェストが市販されています。

表.5 業界マニフェストの例



- 発行元
（公財）全国産業資源循環連合会
- 対象
汎用（直行用、区間委託用）
- 購入先（都内）
（一社）東京都産業資源循環協会
（→巻末問合せ先）



- 発行元
建設六団体副産物対策協議会
- 対象
建設廃棄物
- 購入先（都内）
建設マニフェスト販売センター
Tel：03-3523-1630
（一社）東京都産業資源循環協会
（→巻末問合せ先）

4 その他のマニフェスト様式

上記以外の場合で、全国オイルリサイクル協同組合（廃油、tel：03-5250-5086）など、各業界団体が独自に作成したマニフェスト様式があります。

都道府県等の条件付の判断に基づくものがありますので、その条件や使用できる地域等をよく確認してから使用してください。

<注意>

省令様式以外の様式で、行政と調整せずに作成したマニフェストの場合は、適正に使用した場合でも不交付とみなされる場合があります。

5 マニフェストの記入方法

赤字の部分は排出事業者が産業廃棄物を引き渡す時に記入した上で交付します。

様式第二号の六（第八条の二十一関係）

産 業 廃 棄 物 管 理 票						
交付年月日	令和〇年〇月〇日	交付番号	立川〇〇〇〇〇	交付担当者	氏名 総務部 東京 太郎	
事業者	氏名又は名称 ㈱ 〇〇〇商店			事業場	名称 ㈱ 〇〇〇商店 立川工場	
	住所 〒000-0000 東京都新宿区西新宿2-8-1 電話番号 03-0000-0000				所在地 〒000-0000 東京都立川市錦町4-6-3 電話番号 042-000-0000	
産業廃棄物	種類 廃プラスチック類			数量	1トン 荷姿 コンテナ入	
中間処理産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）					
最終処分の場所	所在地 〇〇県〇〇市〇〇3-2-1					
運搬受託者	氏名又は名称 ㈱ 〇〇運輸			運搬先の事業場	名称 ㈱ 〇〇クリーンエコセンター 多摩事務所	
	住所 〒000-0000 東京都新宿区〇〇1-23 電話番号 03-0000-0000				所在地 〒000-0000 東京都〇〇市〇〇〇123-45 電話番号 000-000-0000	
処分受託者	氏名又は名称 ㈱ 〇〇クリーンエコセンター			積替え又は保管	所在地 〒	
	住所 〒000-0000 東京都△△市1-2-3 電話番号 000-000-0000				電話番号	
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称)		受領印 	運搬終了年月日	平成 年 月 日	有価物拾集量
	(運搬担当者の氏名)					
処分の受託	(受託者の氏名又は名称)		受領印 	処分終了年月日	平成 年 月 日	最終処分終了年月日
	(処分担当者の氏名)					
最終処分を行った場所	所在地					
(記載上の注意)						
1. 日本工業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。						
2. 余白には斜線を引くこと。						
3. 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。						
4. 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。						
5. 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。						

図.10 マニフェストの記入例（積替保管を行わない場合）

【交付番号】：事業者が当該マニフェストを特定できる任意の番号(例立川 1・2・3・・・)を記入します。

市販品には、あらかじめ交付番号を打刻しているものがあります。その場合は整理番号欄などを活用してください。

【交付担当者】：事業者の氏名・名称ではなく、実際に立会い、廃棄物の引渡しを担当した従業員の氏名を記入します。

【種類】：産業廃棄物 20 品目から該当名を記入します。市販品では、列記した品目名にチェックする形式が多くみられます。ただし、品目ごとの分別がそれ以上不可能な場合には、混合廃棄物としての扱いとします。混合廃棄物の場合、含まれる産業廃棄物の種類とともに、混合廃棄物の具体的な品名（シュレッダーダスト、ロッカー、OA机など）を記入します。

【数量】：重量（kg,t）、容量（m³,L）、個数（個,本）など単位は規定されていません。（*行政等の各種調査は重量を基本とする場合が多い。）

【荷姿】：コンテナ、バラ、ドラム缶、ポリ容器、MD（メディカル）ボックスなど具体的に記入します。

6 マニフェストの運用

マニフェストは、産業廃棄物の種類ごと、行き先ごとに交付します。

運搬又は処分を終了した日から10日以内にマニフェストの写しが委託業者から排出事業者へ送付されます。

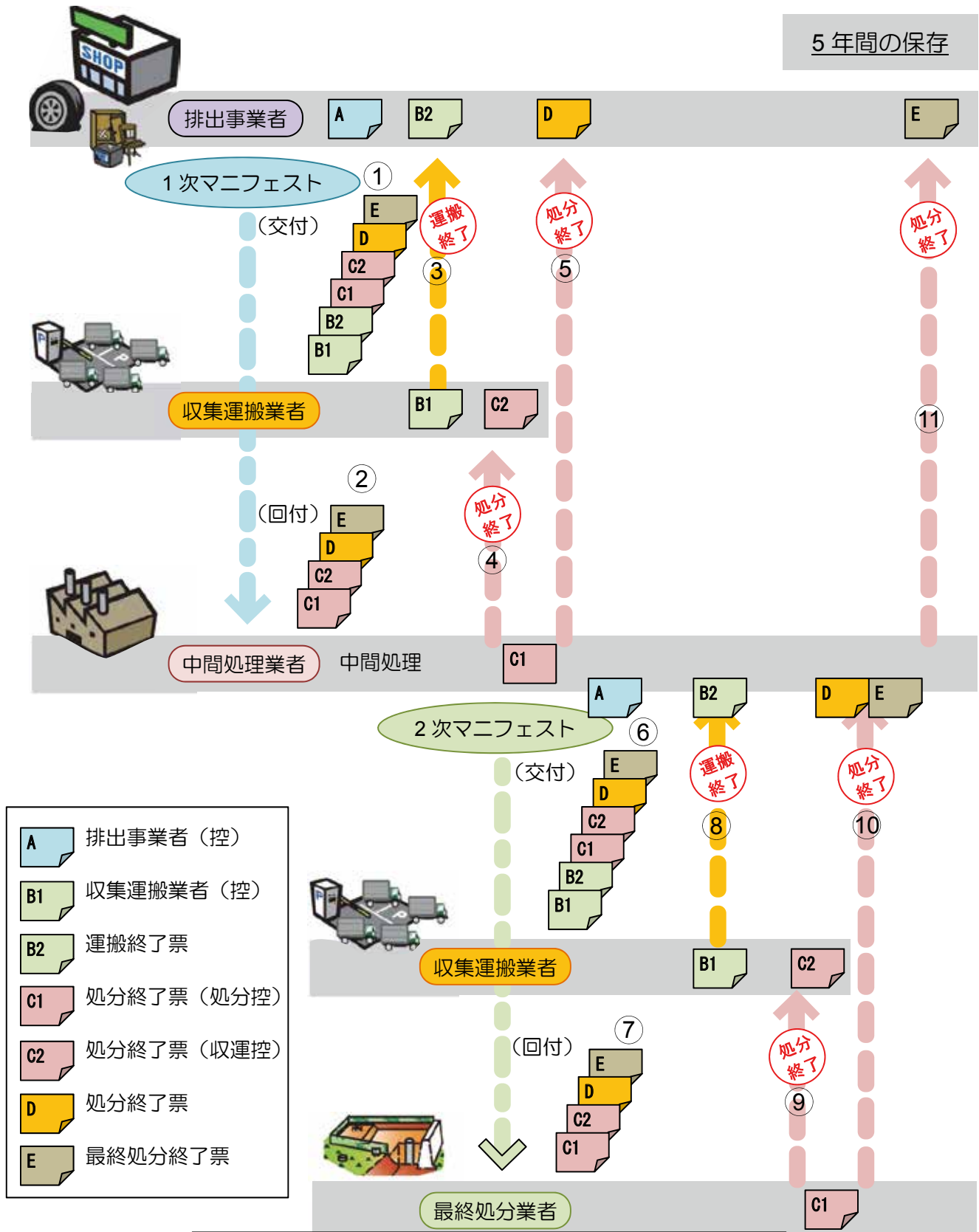


図.11 マニフェストの流れ (標準モデルケース)

7 産業廃棄物管理票交付等状況報告書 【法第12条の3第7項、施行規則第8条の27】

産業廃棄物管理票交付等状況報告書は、排出事業者が前年度1年間に交付したマニフェストの交付状況等について、事業所ごとに図.12の様式の報告書にまとめて、毎年6月30日までに都道府県知事等へ提出するものです。

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和 年度）									
都道府県知事 殿 (市長)			令和 年 月 日						
							報告者 住 所 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号		
産業物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。									
事業場の名称			業 種						
事業場の所在地			電話番号 ()						
番号	産業廃棄物の種類	排 出 量 (t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者 の許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者 の許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

備考

- 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合は、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再委託者についてすべて記入すること。

(日本産業規格 A列4番)

図.12 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の様式

事業場の名称			業 種						
東京都立川市立川工場			09 食品製造業						
事業場の所在地			電話番号						
東京都立川市錦町4-6-3			042 (000) 0000						
番号	産業廃棄物の種類	排 出 量 (t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者 の許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者 の許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	0.5	24	123456	㈱〇〇運輸	東京都〇〇市〇〇123-45	987654	㈱〇〇クリーンエコセンター	
2	廃プラスチック類	0.15	1	024680	㈱××運送	東京都〇〇市〇〇123-45	987654	㈱〇〇クリーンエコセンター	
3	動植物性残さ	120	240	135791	㈱△△興業	千葉県〇〇市〇〇×98-786	135791	㈱△△興業	
4									

図.13 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の記入例（一例）

*ポイント

- ①前年度4月1日から3月31日までに交付したマニフェストについて報告する。
- ②事業場単位でまとめる（ご不明な場合は事業場のある自治体等にご確認ください。）。
- ③産業廃棄物の種類ごと、委託業者ごとに分けて記載する。

8 電子マニフェスト 【法第 12 条の 5】

電子マニフェスト制度とは、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター (JWNET) が運営する情報処理センターにパソコンや携帯電話などから電子化したマニフェスト情報を登録し、情報のやり取りをするものです。

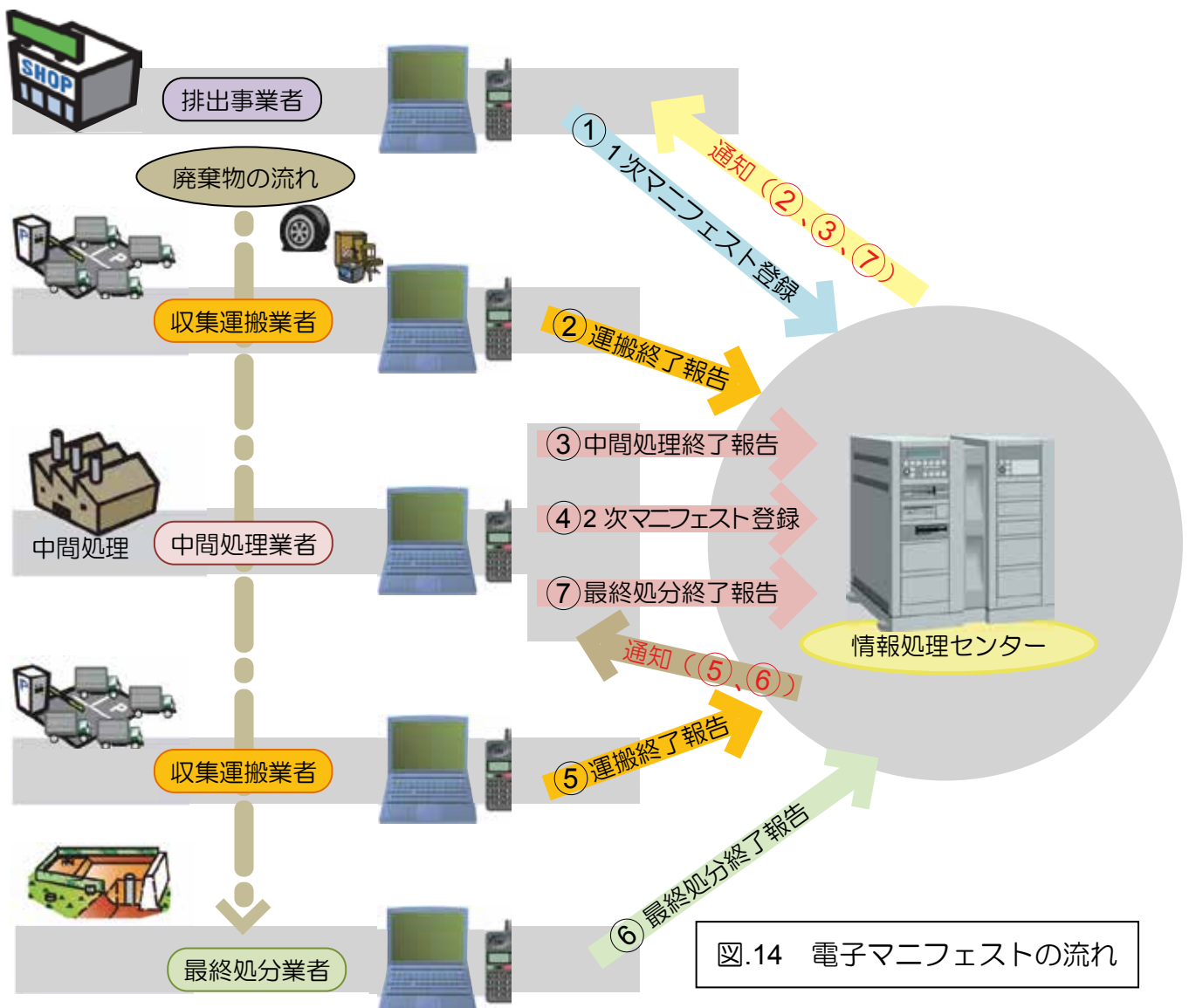
処理の終了報告が電子メールなどで排出事業者へ通知され、データ管理は情報処理センターで行われることから、マニフェストの保存は必要ありません。電子マニフェストを利用するためには、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が事前に加入手続を行う必要があります。

①電子マニフェストのメリット

- ・記載漏れが防げる。
- ・処理終了の報告が情報処理センターから行われ、照会が容易である。
- ・マニフェストの保存義務がない。
- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (→p.30) も情報処理センターから行政側に報告されるため、提出義務がない。

②問合せ先

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター (→巻末問合せ先)



○措置内容等報告書（法第12条の3第8項）

【対象】 以下のことが発覚した排出事業者

- ・ マニフェストが一定期間返送されないとき（07 ページ参照）
- ・ 処理業者が受託した廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、「処理困難通知」を排出事業者宛に送付したとき（法第14条第13項）
- ・ 返送されたマニフェストに不適切な記載、虚偽の記載が疑われたとき、不適正処理が疑われるとき

【提出時期】 発覚してから30日以内

【提出先】 東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課

【様式等】 様式は環境局ホームページをご確認ください。

[東京都環境局 措置内容等報告書](#) ←検索

○多量排出事業者による産業廃棄物処理計画等（法第12条第9項）

【対象】 昨年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上ある事業場を設置している排出事業者

【提出時期】 毎年度6月30日まで

【提出先】 東京都環境局 資源循環推進部 計画課

【様式等】 「産業廃棄物処理計画」「産業廃棄物処理計画実施状況報告」の様式を環境局ホームページでご確認ください。

[東京都環境局 多量排出事業者処理計画書作成](#) ←検索

○特定排出事業者の産業廃棄物適正処理報告書（報告公表制度。東京都廃棄物条例第14条第2項）

【対象】

- ・ 建設業（資本金3億円超）
- ・ 製造業（従業員数300人以上の工場）
- ・ 病院
- ・ 感染性産業廃棄物又は特定有害産業廃棄物を排出する学部または大学院の研究科を有する大学
- ・ 感染性産業廃棄物又は特定有害産業廃棄物を排出する自然科学研究所（従業員数が100人超の場合に限定）
- ・ 採血事業者が設置する血液センター
- ・ 衛生検査所（従業員数が100人超の場合に限定）

【提出時期】 毎年度6月30日まで

【提出先】 東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課

【様式等】 東京都環境局のホームページの入力フォームに直接入力する、又は、ダウンロードした様式に記入

[東京都環境局 報告公表制度 特定排出事業者](#) ←検索

○産業廃棄物管理票交付等状況報告書（法第12条の3第7項）

【対象】 マニフェストを交付した排出事業者（電子マニフェストを除く。）

【提出時期】 毎年度6月30日まで

【提出先】 東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課

【様式】 東京都環境局のホームページでご確認ください。

東京都環境局 産業廃棄物管理票交付等状況報告書

←検索

○特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更）報告書

（東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱による）

【対象】 特別管理産業廃棄物を排出する排出事業者

【提出時期】 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置してから30日以内（廃石綿等については
工事開始前まで）

【提出先】 東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課

【様式】 東京都環境局のホームページでご確認ください。

東京都環境局 特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更）報告書

←検索

法の罰則は、他の法律と比較しても大変厳しいものです。実行行為者だけでなく、その雇い主である法人に対しても罰金刑を科せられる場合があります（両罰規定：最高 3 億円以下の罰金刑）。

また、処理業者だけでなく、排出事業者に対する罰則もあり、廃棄物の処理を委託業者に任せたら、それで終わりということにはなりません。

表.6 廃棄物処理法の主な罰則

違反項目 (排出事業者に係る主なもの)	10 ページ チェック項目 該当番号	罰則	措置命令*
		(懲役), (罰金)	
廃棄物の不法投棄、不法焼却		【法第 25 条】 5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこの併科	適用
無許可業者への委託禁止違反	2-①~⑥		適用
無許可営業			
措置命令違反 (*措置命令に従わない)			
廃棄物の処理・保管基準に係るもの 改善命令違反	1-②~④	【法第 26 条】 3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はこの併科	適用
委託基準違反	2-①~⑩、5-②		適用
マニフェスト 不交付、未記載、虚偽記載、 交付を受けずに運搬	3-①~④	【法第 27 条の 2】 1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金	適用
マニフェスト 保存義務違反	5-①		
マニフェスト 未受領時等の適正措置義務違反	6-③		
帳簿記載、保存違反	5-③	【法第 30 条】 30 万円以下の罰金	
特別管理産業廃棄物管理責任者 設置義務違反			
報告徴収違反、立入検査許否・妨害			

*措置命令とは？ 【法第 19 条の 5、法第 19 条の 6】

不法投棄などの不適正処理により、生活環境に支障が生じたり、そのおそれが認められる場合に、都道府県知事等が処分者等（排出事業者、処理業者など）に対し、その支障の除去等の措置を期限を定めて命令すること。委託した処理業者が行った行為であっても、排出事業者が適正な処理料金を支払っていなかった場合や廃棄物処理法に違反していた場合には、排出事業者も措置命令の対象となります。



資料 8

「産廃エキスパート」・「産廃プロフェッショナル」 認定制度（第三者評価制度）

産廃エキスパート

産廃プロフェッショナル

産業廃棄物の処理を委託する場合、信頼できる業者へ委託することが重要です。

東京都では、平成 21 年度から優良な産業廃棄物処理業者を認定する第三者評価制度を実施しておりますので、処理業者選定の際の参考にご利用ください。

※法に基づく優良業者の認定制度とは別の制度です。

1 制度の概要

平成 21 年 10 月に都が全国で初めて創設した、産業廃棄物処理業者の第三者評価制度。産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な業者を、第三者評価機関として都が指定した（公財）東京都環境公社が評価・認定する制度。

2 制度のねらい

- ① 排出事業者に信頼できる処理業者情報の提供
- ② 優良な処理業者の育成と適正処理の推進
- ③ 健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展



3 認定区分

- ① 産廃エキスパート（トップランナー的業者）
- ② 産廃プロフェッショナル（中核的役割を担う優良業者）

4 評価内容（一部抜粋）

認定区分ごとに、遵法性、安定性、先進的な取組の 3 つの項目について評価を行っています。各項目には、それぞれ下記に示すような評価事項があります。

- ① 遵法性⇒法定要件・義務を確実に履行していることを確認します。
（例）環境保全関係法令で不利益処分を過去 5 年間受けていない。
- ② 安定性⇒安定的で信頼性がある自主的な運営を行っていることを確認します。
（例）過去 2 年間負傷等により 4 日以上休業する労働災害が起きていない。
- ③ 先進的な取組⇒環境貢献活動等、先進的な取組を行っていることを確認します。
（例）CSR 報告書や環境報告書を作成している。

認定の詳細及び認定業者の情報については、次に掲げる環境局及び公益財団法人東京都環境公社のホームページでご確認いただけます。

- 東京都環境局産業廃棄物対策課ウェブサイト
http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/index.html
- （公財）東京都環境公社ウェブサイト
<http://www.tokyokankyo.jp>